

都市計画税の新たな課税区域について

	都市計画区域				
	市街化区域（約38%）		市街化調整区域（約62%）		
	・既に市街地が形成されている区域 ・概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域		・原則として市街化を抑制すべき区域		
	市街化区域（約78%）	市街化区域内の 地区計画区域（約22%）	市街化調整区域内の 地区計画区域（約1.3%）	条例指定区域（約0.7%）	その他の市街化調整区域（約98%）
		地区の特性を生かした良好なまちづくりを行うため、 土地の所有者等が計画し市が決定		府が条例で指定した区域	田畑・山林や既存住宅・農家用住宅 沿道サービス施設等
開発等根拠法令			都市計画法第34条 第10号	都市計画法第34条第11号	都市計画法第34条 第10号・11号以外
下水道の整備	○		○	△	△
道路・公園等の 都市インフラの整備	○		○	×	×
一体的な市街地形成	○		○	×	×
土地利用転換	○		○	△	×

※市街化区域の下水道整備状況は約97%

現在の課税区域

新たな課税検討区域